

# A型事業所 相次ぐ大量解雇

一般就労が難しい障害者が働く「就労継続支援A型事業所」で突然の大量解雇が相次いでいる。企業の参入が相次ぎ、事業所は6年間で5倍に急増したが、公的補助金を目当てに開業し、障害者に適切な仕事を与えない悪質な事業所も増えているとみられる。専門家は国の制度設計の不備や自治体のチェック体制の甘さが背景にあると指摘している。【上東麻子、小林一彦、塩田彩】

## 障害者雇用 食い物

クロアジ 2017

愛知県で8月、A型事業所の経営に行き詰まった名古屋市の株式会社から2カ所を閉鎖し、障害者69人が仕事を失った。精神障害がある50代の男性は「誰とも話さず、容器的なシールを貼る作業をずっとしていた」と振り返る。週5日、4〜5時間働き、月給は平均6万5000円。再就職先は見つからず、6〜8月分の給料は未払い。障害者をほかにしている「働ける」別の精神障害の男性(47)は「一般就労を転々とした後、4年前からA型事業所で働いてきた。『いざなら安心して働ける』と思ったのに」と残念がる。

岡山県倉敷市と高松市では7月、A型事業所7カ所が一斉に閉鎖され、障害者224人が解雇された。厚生労働省がA型事業所の基準を厳格化した。岡山県は5事業所で高松市の2事業所で59人が解雇された。愛知県の2事業所閉鎖で69人が職を失った。埼玉県は2事業所閉鎖で53人が職を失った。広島県の2事業所で112人が解雇された。

288人と職員66人が解雇された。いずれも同グループが経営していた。パンづくりやダイレクトメール封入をしていた障害者らは6月末、全員解雇を通知された。1カ月後に居場所と生活の糧を同時に失うことになるのに、再就職のあっせんは不十分。岡山県は2回にわたって業者に改善報告を出した。倉敷市はハローワークと連携して連日、再就職あっせんを求め、希望者105人のうち140人が10月20日までに別のA型事業所や民間企業などに再就職した。

A型事業所は障害者と雇用契約を結び、就労と技能訓練の機会を提供する福祉サービス。事業者は3年間にわたって国の特定求職者にA型事業所は2006年施行の障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)で株式会社の参入が認められた。しかし、そもそも利益を追求する企業は、福祉サービスの理念と相いれないとの意見が根強くある。

厚生労働省は4月に省令を改正し、給付金の運用を厳格化。障害者の賃金を給付金から支払うことを禁止し、事業収益からの捻出を徹底するよう求めた。これによって撤退が相次いだとの見方もある。厚生労働省福祉課は「省令改正で事業廃止に至ったとは認識していない」と説明しているが、大量解雇を予想せず対策を取ってこなかったことに対し、福祉現場から反発の声が出ている。

踏み込んだ指導ができなかったという。社会福祉法人には会計監査以外に、福祉的な観点で運営されているかどうかをみる業務監査がある。株式会社は経営状況が問われない。障害者の共同作業所である「きよさくら」の赤松英知常務理事は「障害者の労働力が求められる」と話す。

### 「A型」どんな事業所？

#### 障害者と契約 賃金支払い

なるほど A型事業所って？

記者 障害者が雇用契約を結んで働く「就労継続支援A型事業所」のことですね。働ける障害者の割合はどのくらいですか？

なるほど 「最低賃金以上を支払わなければいけないので収益性の高い事業をする必要があります。全国に3596カ所あり、6万人が働いています。雇用契約を結ばないB型事業所(1万724カ所)もあります。月平均賃金はA型が6万7795円、B型が1万5033円です。

Q 障害者が働く場所は？

A 自動車部品や食品の生産、清掃作業、印刷業、OA作業など、さまざまです。A型は都道府県ごとに定められた最低賃金以上を支払わなければならぬので、収益性の高い事業をする必要があります。

### 「なるほど」

質問

なるほど A型事業所って？

記者 障害者が雇用契約を結んで働く「就労継続支援A型事業所」のことですね。働ける障害者の割合はどのくらいですか？

なるほど 「最低賃金以上を支払わなければいけないので収益性の高い事業をする必要があります。全国に3596カ所あり、6万人が働いています。雇用契約を結ばないB型事業所(1万724カ所)もあります。月平均賃金はA型が6万7795円、B型が1万5033円です。

Q 障害者が働く場所は？

A 自動車部品や食品の生産、清掃作業、印刷業、OA作業など、さまざまです。A型は都道府県ごとに定められた最低賃金以上を支払わなければならぬので、収益性の高い事業をする必要があります。

Q 制度は改善されるの？

A 厚生労働省は来年4月に賃金水準や活動実績に応じて事業所に支払う報酬額に差をつける方針を示しています。全国のA型事業所を対象に、実態調査も実施しました。事業所には多額の税金を支払ってA型事業所としてパン店を開業。経営が悪化し、最低賃金制度が適用されないB型に移行したが、不振が続く今年3月に廃業した。飯塚さんは「福祉の理念だけでは生きていけない」と絶望する。

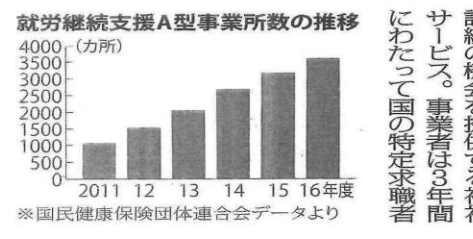
厚生労働省は4月に省令を改正し、給付金の運用を厳格化。障害者の賃金を給付金から支払うことを禁止し、事業収益からの捻出を徹底するよう求めた。これによって撤退が相次いだとの見方もある。厚生労働省福祉課は「省令改正で事業廃止に至ったとは認識していない」と説明しているが、大量解雇を予想せず対策を取ってこなかったことに対し、福祉現場から反発の声が出ている。

踏み込んだ指導ができなかったという。社会福祉法人には会計監査以外に、福祉的な観点で運営されているかどうかをみる業務監査がある。株式会社は経営状況が問われない。障害者の共同作業所である「きよさくら」の赤松英知常務理事は「障害者の労働力が求められる」と話す。

A型事業所で最近起きた大量解雇

4月	厚生労働省がA型事業所の基準を厳格化	224人解雇
7月	岡山県の5事業所で高松市の2事業所で	59人解雇
8月	愛知県の2事業所閉鎖で	69人が職を失った
	埼玉県の2事業所閉鎖で	53人が職を失った
11月	広島県の2事業所で	112人解雇

## 容易に補助金 参入急増



「現・障害者総合支援法」で株式会社の参入が認められた。しかし、そもそも利益を追求する企業は、福祉サービスの理念と相いれないとの意見が根強くある。

厚生労働省は4月に省令を改正し、給付金の運用を厳格化。障害者の賃金を給付金から支払うことを禁止し、事業収益からの捻出を徹底するよう求めた。これによって撤退が相次いだとの見方もある。厚生労働省福祉課は「省令改正で事業廃止に至ったとは認識していない」と説明しているが、大量解雇を予想せず対策を取ってこなかったことに対し、福祉現場から反発の声が出ている。

## 行政の監視甘く

厚生労働省は4月に省令を改正し、給付金の運用を厳格化。障害者の賃金を給付金から支払うことを禁止し、事業収益からの捻出を徹底するよう求めた。これによって撤退が相次いだとの見方もある。厚生労働省福祉課は「省令改正で事業廃止に至ったとは認識していない」と説明しているが、大量解雇を予想せず対策を取ってこなかったことに対し、福祉現場から反発の声が出ている。

踏み込んだ指導ができなかったという。社会福祉法人には会計監査以外に、福祉的な観点で運営されているかどうかをみる業務監査がある。株式会社は経営状況が問われない。障害者の共同作業所である「きよさくら」の赤松英知常務理事は「障害者の労働力が求められる」と話す。